

航空機産業認証取得助成金交付要綱

第1 趣旨

公益財団法人静岡県産業振興財団理事長（以下「理事長」という。）は、静岡県内において中小企業の新たな航空機関連産業への参入を支援するため、J I S Q 9 1 0 0 認証又はN a d c a p 認証の取得に取り組む中小企業者に対し、助成金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

第2 定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であるものをいう。
- (2) J I S Q 9 1 0 0 認証とは、国際航空宇宙品質グループ（I A Q G : International Aerospace Quality Group）による国際統一規格である航空宇宙品質マネジメントシステムの日本規格をいう。
- (3) N a d c a p 認証とは、P R I （Performance Review Institute）が認定する国際航空宇宙産業特殊工程認証プログラムをいう。

第3 助成対象者

県内に助成事業を遂行する主たる事務所、事業所を有する中小企業者とする。

第4 助成対象期間

助成金交付指定日からその属する年度の翌年度の2月末日までとする。

第5 助成対象経費

別表に掲げるとおりとする。

第6 助成限度額及び助成率等

助成額は、助成対象経費の総額の2分の1以内とし、限度額は次のとおりとする。

- (1) J I S Q 9 1 0 0 認証 300万円
- (2) N a d c a p 認証 500万円

2 前項により算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって助成金の額とする。

第7 交付の指定

助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、交付指定申請書（様式第1号）に必

要書類を添付して提出し、理事長の指定を受けなければならない。

2 理事長は、申請内容を学識経験者等の審査により、適当と認めるときは、交付指定通知書（様式第2号）により、指定を行わなかったときはその旨を、当該申請をした者に通知するものとする。

第8 交付の指定の条件

次に掲げる事項は、交付の指定をする際の条件となるものである。

(1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、当該各号に定める届により、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。

ア 助成事業の内容を著しく変更しようとする場合、または事業に要する経費合計を増額しようとする場合

事業変更届（様式第3号）

イ 助成事業を中止し、または廃止しようとする場合

事業辞退届（様式第4号）

(2) 助成事業の指定、確定等に当たり、助成事業者名、住所を公表することを了承すること。

(3) 次に掲げる事項の一に該当する場合は、指定取消等通知書（様式第5号）により、当該助成金の交付の指定を受けた者に通知し、助成金の交付の指定を取り消すことができる。

ア 助成事業を中止し、または廃止した場合

イ 虚偽の申請及び報告を行った場合

ウ (1)、(2)の各項の条件に反する場合

第9 交付の申請

助成金の交付の申請をしようとする者は、認証を取得した日から30日を経過した日又は取得した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、交付申請書兼実績報告書（様式第6号）に必要書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

第10 交付の決定及び助成金の額の確定

理事長は、第9の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査等を行う。これにより、助成金の交付指定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付の決定及び助成金の額の確定をし、助成金交付決定通知書兼助成金の額の確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

第11 助成金の支払い

助成金の支払は、第10の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、これを行

うものとする。支払を受けようとする者は、助成金交付確定通知書を受領した日から起算して5日以内に、請求書（様式第8号）を理事長に提出しなければならない。

第12 立入検査等

助成事業の適正を期すために、理事長が必要と認めるときは、産業財団職員は助成事業者に対して報告させ、助成事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問することができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月24日から施行する。

別表

助成対象経費

内 容	
1	<ul style="list-style-type: none">・ J I S Q 9 1 0 0 認証取得に係る<ul style="list-style-type: none">申請料 (申込料)審査料 (書類審査、予備審査、本審査の各審査費用)認証料 (初回登録料) ・ J I S Q 9 1 0 0 認証取得のための<ul style="list-style-type: none">コンサルティング費内部監査員養成研修費
2	<ul style="list-style-type: none">・ N a d c a p 認証取得に係る<ul style="list-style-type: none">申請料 (申込料)審査料 (書類審査、予備審査、本審査の各審査費用)認証料 (初回登録料)翻訳料通訳料 ・ N a d c a p 認証取得のための<ul style="list-style-type: none">コンサルティング費